

## 講師業務委託契約書

(塾名が入る) (以下甲という)と講師業務受託者(以下乙という)、甲の塾、塾生の指導について、次の通りの塾講師業務委託契約を締結する。

### 第1条 指導方針の遵守と学力向上への専心

乙は、(塾名が入る)の方針を遵守し、塾生の学力向上並びに進学指導に専念するものとする。

### 第2条 雇用関係と業務委託

乙は、甲との雇用関係ではなく、業務委託を受けたものであることを認識し、甲の指示のもとに誠意を持って忠実に受託事項を遂行するものとする。

### 第3条 委託業務の範囲

#### 1. (委託業務の拡大)

乙は、(塾名が入る)教室で、甲がら委託された業務以外の事を行う事はできない。ただし、甲の書面による許可のあった場合はできるものとする。

#### 2. (乙の責任と疑義の指導)

業務遂行上生じた問題については、乙の責任において処理する事とし、さらに、業務遂行上において問題・疑問等が生じた場合は、乙は甲の指導や助言を受けることができるものとする。

### 第4条 授業

#### 1. (担当科目)

乙の担当する科目については、甲が決定する。

#### 2. (適切な授業)

乙は、個々の塾生の現状を正確に把握し、塾生に対し、最も適切な授業をするように務めるものとする。

#### 3. (教材使用)

乙は、甲が指定の教材を使用する。塾生の学力によっては、甲の承認を受けて、他の教材も追加使用できるものとする。

### 第5条 報酬

#### 1. (報酬額)

乙の報酬額については後記の通りとする。交通費は実費を支払う。

#### 2. (報酬の内容)

報酬には、乙の業務遂行上必要な事前準備、教材研究を含むものとする。

3. (報酬の支払い手続き)

甲は、乙の授業実施数を確認した上で、翌月 日にその報酬を支払うものとする。

第6条 義務

1. (ノウハウの守秘義務)

乙は、甲の経営上のノウハウはもちろん、業務遂行上取得したノウハウも第三者に漏らしてはならない。

2. (成績の守秘義務)

乙は、業務遂行上知り得た塾生の成績を第三者に漏らしてはならない

3. (批判や中傷)

乙は、甲及び甲の塾の批判をしたり、他の講師及び甲の塾関係者の中傷をしてはならない。

4. (遅刻・休講)

乙は、授業開始 10 分前の出勤心がけなければならない。無断での遅刻・休講はあってはならない。授業に遅刻・休講の場合は、塾の規定に則り裁定する。繰り返し休講、遅刻を続けた場合には、甲の裁定により報酬を減額、あるいは契約の解除もあり得るものとする。

第7条 契約

1. (契約期間)

本契約の期間は後記のとおりとし、終了の際は、改めて契約を締結するものとする。

2. (契約の解除)

乙の塾生に対する指導能力が著しく劣っていたり、講師として不適格と認められた場合には、契約期間中であっても、甲は本契約を解除することがある。

2. 乙が本契約の条項の一つにでも違反する場合、甲は、乙に通知催告手続きをとるとなく、本契約を解除できるものとする。

3. 乙のほうから契約を解除したい場合は、契約を解除したい日の 30 日以上前に甲に通告しなければならない。

第8条 (契約違反による損害請求)

乙の本契約違反によって、甲が損害を受けた場合、甲は、その実損害額の賠償請求を行う。

記

年 月 日

報酬額

通常授業の報酬額は、以下の通りとする。

60分 円

契約期間

年 月 日より

年 月 日までとする。

以上の通り、契約が成立したことを証し、甲乙各自署名捺印の上、各一通を保有する。

甲 (教室責任者)

乙 講師業務受託者